一般競争入札の実施に係る入札参加申請について

下記により、一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第３条の２に基づき公告します。

令和８年１１月５日

精華町長　杉浦　正省

記

１　概要

（１）件名　　精華町立小中学校 GIGA スクール構想旧端末売却

（２）場所　　精華町立小中学校

（３）内容の仕様等

「仕様書」のとおり

（４）期間

令和９年３月３１日まで

２　入札参加資格要件等

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができます。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）令和７・８年度精華町物品役務入札参加資格審査申請が提出され、受理されていること。

（３）本一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は、京都府の指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

（５）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

（６）公告日から引き続き、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第１０条第３項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律（平成３年法律第４８号。以下、

「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合は、Ａｐｐｌｅ　Ｊａｐａｎ合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、入札参加申込時に認定を受けていることを証明する書類等を提出すること。

（７）ＧＩＧＡスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、入札参加者が「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における再資源化事業計画（以下、「認定計画」という。）に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和７年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること）を有していること。なお、入札参加申込時に認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

（８）古物商許可を取得していること。

３　本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

４　入札参加申請書等の作成及び提出等

（１）入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード若しくは下記により交付します。

ア　交付期間　令和８年１１月５日(木)から令和８年１１月１３日(金)まで
（午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までは除く。また、最終日は午後４時まで。）

イ　交付場所　精華町教育委員会　学校教育課

ウ　入手費用　無料

（２）入札参加申請書等の作成

別紙所定様式により入札参加希望者が作成すること。作成説明会は実施しない。

（３）入札参加申請書等の受付

ア　受 付 日　令和８年１１月１２日（木）から１１月１３日（金）の２日間
（午前９時から午後４時まで。ただし、土日、祝日及び正午から午後１時までは除く。）

イ　受付場所　精華町教育委員会　学校教育課

ウ　提出書類　①一般競争入札申請書
②令和７・８年度物品役務競争入札参加資格審査申請受付書
※電子申請サイトからダウンロードしたもの
③小型家電リサイクル法第１０条第３項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）、又は資源有効利用促進法の認定を受けていることを証明する書類等
④小型家電リサイクル法、又は資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度における再資源化事業計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を示す書類

⑤古物商等の許可する書類等
※②～⑤については、原本のコピー等を提出してください

エ　提出部数　１部
オ　そ の 他　入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。

５　入札の方法及び入札を執行する場所、日時等
（１）入札方法
本業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。
（２）入札日時予定
令和８年１１月２５日（水）　午後１時３０分より
（３）入札場所
精華町役場　３階　入札室
（４）入札条件
ア　入札保証金　　免除
イ　契約保証金　　落札者は、契約締結前までに契約保証金として、総額の１００分の１０以上を納付すること。
ウ　入札及び契約等の事務取扱については、精華町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。
エ　入札の辞退　　入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により学校教育課へ届けること。
オ　入札会への参加　　入札会場への入場は、１業者１名とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。
カ　内訳書の提出　　落札者については、入札執行後、内訳書の提出を求める。
キ　関係法令等の遵守　本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状況により調査表の提出を求めることがある。
ク　入札書の形式は、定めた別紙様式のみとする。
ケ　業務内容の質疑については、別紙の質問書により期限内に提出すること。
（５）入札の無効及び失格に関する事項
ア　入札に参加する資格のない者。
イ　同一にして、同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者。
ウ　入札に関し、連合等の不正行為をなした者。
エ　金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
オ　入札関係職員の指示に従わない者等、入札場の秩序を乱した者。
カ　その他、入札条件に違反した者。

6　その他

（1）仕様書については、公告の日から精華町教育委員会学校教育課及び精華町ホームページにて閲覧できる。

（2）入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有することにつながるものではない。

（3）入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

（4）提出された資料は、返却しない。

（5）入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置を行うことがある。

（6）入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。

（7）入札参加者が一者のみの場合は入札を取りやめる。

(問い合わせ先)

精華町教育委員会　学校教育課（ＴＥＬ０７７４－９５－１９０６）